

会告

日本応用地質学会表彰制定のお知らせと応募のお願い（募集）

総務委員会

この度、日本応用地質学会では新たに「日本応用地質学会表彰」を創設し、下記のとおり幅広く候補者を募ることとなりました。つきましては、会員各位の皆様におかれましては、この賞にふさわしいと考えられる候補者をご推薦いただきたいと思っております。

記

1. 対象者: 会員・非会員を問いません。添付資料にある表彰対象(技術開発, 事業・業務, 普及・啓発, その他)にふさわしいと思われる方をご推薦願います。
2. 申し込み期限: 2019年12月23日事務局必着(本表彰は随時受け付けておりますが、第一回表彰に関しては、応募締め切りを設けます。以降は下記の規程に従い運用いたします)。
3. 申し込み先: 添付の推薦書(様式1~3)に必要事項を記入の上、事務局まで送付願います。
4. 審査: 総務委員会において内容確認後、理事会で審議いたします。
5. 結果のご連絡: 総務委員会より審議結果をご連絡いたします。
6. 表彰式: 原則として日本応用地質学会総会後に行います。
7. その他: 表彰者には表彰状、記念品を授与するとともに、非会員の表彰式参列者(3名程度まで)の交通費等を支弁致します。

(参考)

一般社団法人日本応用地質学会 名誉会員選考及び表彰規程

令和元年6月21日改定

(総則)

第1条 この規程は、一般社団法人日本応用地質学会(以降、この法人という)の名誉会員並びに日本応用地質学会論文賞(以降、論文賞と略す)、日本応用地質学会功績賞(以降、功績賞と略す)、日本応用地質学会表彰(以降、学会表彰と略す)及び日本応用地質学会永年会員表彰(以降、永年会員表彰と略す)の選考に適用する。

<略>

⑤学会表彰は、応用地質学の分野における、技術開発・教育・普及における著しい功績が認められる個人および団体(非会員を含む)を、不定期に表彰する。

<略>

(学会表彰の審査)

第9条 学会表彰は会員による自薦または他薦により所定の様式で応募された候補について、総務委員会で書類審査を行う。

②書類審査に欠席する総務委員は、審議事項に関して意見書を付すものとする。

③総務委員会は、書類審査の結果、学会表彰候補として適正であると認められたものについて調書を作成し、理事会に提出する。

④理事会は、推薦書と総務委員会より送付された調書をもとに学会表彰の可否について審議する。

⑤学会表彰候補者に総務委員、理事が含まれる場合は、当該候補の書類審査並びに理事会決議に加わることはできない。

以上